

# 人権方針

株式会社ココラボは、経営理念として「進取の精神と不断の努力により新しい価値を創造し、持続的な社会の発展に貢献する。」を掲げています。

この実現のために、人権尊重は重大な社会的責任であると認識し、その責務を果たすべく本人権方針を定め、人権尊重の取り組みを行なっています。

## 1. 国際規範や法令の遵守

私たちは、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」など人権に関する国際規範を尊重し、人権に関わる法令を遵守します。また国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り本方針を策定し、人権を尊重する企業としての取り組みを推進し、あらゆる人権侵害に直接寄与しないだけでなく、企業活動に関連して間接的に惹起される人権侵害についても回避し軽減されるよう努めます。

## 2. 本方針の適用範囲

本方針は当社の全社員に対して適用されます。またサプライヤー・ビジネスパートナーに対しても、本方針に則り、人権を尊重し侵害しないように働きかけてまいります。

## 3. 人権デュー・ディリジェンス

当社の企業活動によって発生しうるあらゆる人権リスクを予防し、軽減し、対応するために、以下の人権デュー・ディリジェンスを構築します。

### i. 人権への負の影響の特定・評価

当社の企業活動を通じて直接または間接的に引き起こされている、または引き起こされる可能性のある人権への負の影響について、特定し評価する取り組みを行います。

### ii. 人権への負の影響への対応

特定・評価された負の影響を防止し軽減するために、是正措置を組織内の適切な部門に統合し、対応します。優先順位をつけなければならない場合は、ステークホルダーにとって最も深刻であり可及的対応が求められるものから対応します。

### iii. 実効性の追跡調査

防止・軽減の取り組みが実効性を発揮できているかを確認するための合理的な追跡調査を行います。

### iv. 情報開示

当社の人権への対応やリスクについては、サステナビリティレポートなどを通じ、すべてのステークホルダーに開示します。

#### 4. 救済・是正

当社の企業活動によって人権への負の影響が引き起こされる、または助長されていることが確認された場合は、適切な手続きを通じた救済を行い、是正に取り組み再発防止に努めます。

#### 5. 教育・啓発

推進に当たっては、人権尊重の重要性を認識し、経営資源の確保や割当ての優先度を十分考慮するとともに、関係者全員への必要な教育や普及啓発活動を継続的に行います。

#### 6. PDCA による継続的改善

経営と一体化した、人権尊重の取り組みの目的および目標を定め、目標に対する進捗の確認等を実施し改善の努力を継続します。

株式会社 ココロボ  
代表取締役 江森克治  
2023年10月19日制定